

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、<u>金融コングロマリットにおける経営管理が有効に機能する必要がある。</u>そのためには、<u>経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p>	<p>Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理</p> <p>グループ内の金融機関の健全性等の確保のためには、<u>まずは各金融機関において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。（注）</u></p> <p><u>更に、金融コングロマリットにおける持株会社等の経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。</u>そのためには、<u>経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会及び内部監査部門が果たす責務が重大である。</u></p> <p><u>また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ適切に機能している必要がある。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、グループの経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>(新 設)</p> <p>(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 (略)</p> <p>(2) 監査役及び監査役会 (略)</p> <p>(3) 内部監査部門 (略)</p> <p>(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p>	<p><u>(注) 特に、グループ内の金融機関の経営に対し、当該金融機関やその経営管理会社の経営陣でない個人、又は当該金融機関の経営管理会社以外の会社等が実質的に関与していることにより、当該金融機関自身において有効かつ責任ある経営管理の態勢構築・遂行がなされていないと認められる場合には、監督当局として特段の留意が必要となる。</u></p> <p>(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 (略)</p> <p>(2) 監査役及び監査役会 (略)</p> <p>(3) 内部監査部門 (略)</p> <p>(注) 経営管理会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
(新 設)	<p data-bbox="1144 248 1865 284"><u>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢</u></p> <p data-bbox="1131 352 2087 440"><u>内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</u></p> <p data-bbox="1131 456 2087 1062"><u>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。証券取引法第45条ただし書においては、弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある証券会社と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開情報の授受が認められている（注）。当該規定は、あくまでも各金融機関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられているものである。</u></p> <p data-bbox="1131 1078 2087 1326"><u>グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。</u></p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
	<p><u>(注) 親子関係にある証券会社と銀行との間等における顧客等の非公開情報の授受は、証券取引法第45条ただし書に基づく承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限りその授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・受領を行うことは、(顧客等からの書面による事前同意がある場合等を除き、) 原則として禁止されていることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>①内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</u></p> <p><u>②内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</u></p> <p><u>③内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。</u></p> <p><u>④内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</u></p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>II-2 財務の健全性 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p>	<p><u>⑤内部管理に関する業務を共通の役職員によって行わせているグループ内の金融機関それぞれにおいて、単体の内部管理業務部門を独立して統括する管理部門統括責任者が、</u>  <u>イ. 職員の職務の遂行状況の把握・管理</u>  <u>ロ. 内部管理に関する業務の的確な運営</u>  <u>ハ. 営業部門に対する牽制の実効的な機能</u>  <u>について、責任のある態勢が整備されており、かつその権能を適切に行使していること。</u></p> <p><u>⑥証券取引法第45条ただし書の承認を受けようとする場合には、証券会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-3(2)及び(3)に掲げられている事項が適切に確保されていること。</u></p> <p><u>⑦証券取引法第45条ただし書の承認を受けている場合には、上記①～⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみならず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするように努めていること。</u></p> <p>II-2 財務の健全性 (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>金融コングロマリットにおけるグループとしてのコンプライアンス態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。</p> <p>（１）経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 （略）</p> <p>（２）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>① グループ内の金融機関において、適切なファイヤーウォールが整備されて、機能しているか。</p> <p>② <u>証券取引法第４５条但し書の規定に基づき、内部管理部署等の兼職の体制について弊害防止措置の適用除外を受けている場合には、その体制が適切ものとなっているか。</u></p> <p>③ グループ内会社等において個人情報を取扱う場合には、各業法及び個人情報保護法等に基づき、適切な安全管理及び共同利用等のための態勢が整備されているか。</p> <p>④ グループ内会社等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役員に対する周知徹底や、潜在的な利益相反のリスクが明確化され、それらに対する具体的な対応や回避策が定められているか。</p> <p>⑤ グループ内の各金融機関にコンプライアンス担当部門が設</p>	<p>Ⅱ－３－１ コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>金融コングロマリットにおけるグループとしてのコンプライアンス態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。</p> <p>（１）経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 （略）</p> <p>（２）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>① グループ内の金融機関において、適切なファイヤーウォールが整備されて、機能しているか。 <u>（削除）</u></p> <p>② グループ内会社等において個人情報を取扱う場合には、各業法及び個人情報保護法等に基づき、適切な安全管理及び共同利用等のための態勢が整備されているか。</p> <p>③ グループ内会社等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役員に対する周知徹底や、潜在的な利益相反のリスクが明確化され、それらに対する具体的な対応や回避策が定められているか。</p> <p>④ グループ内の各金融機関にコンプライアンス担当部門が設</p>

## 金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現行	改正後
<p>置されており、コンプライアンス統括部門との有効な連携関係が確保されているか。</p> <p>⑥ グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（優越的な地位の濫用）の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦ グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑧ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑨ 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p>	<p>置されており、コンプライアンス統括部門との有効な連携関係が確保されているか。</p> <p>⑤ グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（優越的な地位の濫用）の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑥ グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦ グループ内会社等において、テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されているか。</p> <p>⑧ 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p>